



# 島根県報

令和5年3月31日（金）

号外第39号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

( " ) 3

**告 示****島根県告示253号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田字田原2124番地先から同地先まで	前	メートル 10.56～ 27.08	メートル 12.68	災害防除工事 拡幅
			後	12.66～ 27.66	12.68	
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字美田字田原2117番3地先から同地先まで	前	25.62～ 27.99	8.18	災害防除工事 拡幅
			後	27.94～ 27.99	8.18	

## 島根県告示第254号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美川周布線	浜田市穂出町口139番1地先から同町口188番1地先まで	メートル 385.00	令和5年 3月31日	浜田県土整備 事務所	

## 島根県告示第255号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	奥出雲高野線	仁多郡奥出雲町小馬木1809番306地先から同地先まで	メートル 13.61	令和5年 4月1日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町佐白2063番地先から同1962番10地先まで	103.80	令和5年 4月1日		